# 生きられた市民権と下層階級の中国人移民女性 -そうした人々の居場所のない世界都市--

プン・ガイ\*, ウ・カミン\*(水内 俊雄\*\* 訳)

PUN Ngai and WU Ka Ming

Lived Citizenship and Lower Class Chinese Migrant Women: A Global City Without its People In Agnes Ku & Ngai PUN eds.,

Making Citizenship in Hong Kong: (Post-) Colonial Subject, Community and Global City, Routledge, forthcoming.

ママ, どこに行ったらよいのか教えてよ 同じ空の下,同じ母国で住んでいる でも追い出されて行き場がないのはど うしてなの? ---- 2000年 居住権への抗議者

返還後香港は、特に居住権のための苦闘という点 から見れば、一連の市民権の闘争に彩られてきたと いえる。居住権運動は、返還後香港の社会生活の焦 点であった。そして香港では、市民権とアイデンテ ィティの意味や政治を競い合う、新しい文化的かつ 政治的な領域が膨らんできた(Ku, 2001)。コミュニテ ィや帰属および文化という考え方が、もはや抽象的 な概念ではなく、激しい論争の渦中であり続けたの である。4 年間続いたが、香港市民になった中国本 土生まれの子供たち、期限超過の居住者が、香港警 察に逮捕され中国本土へ送還する動きが最終的にと られた 2002 年までには、この運動は沈静化してしま った。闘争が失敗だったかどうかについては、本研 究の扱うトピックの範囲を超えている。しかし、そ れは、歴史的かつ政治的なコンテクストを必然的に もたらし、そのコンテクストにおいては、いかなる アイデンティティ・ポリティクスや香港の市民権の

\*\* 大阪市立大学

問題も、さらにつっこんだ議論の対象となりえる。 それは、さらに香港市民の主観性を構成する明確な 中心となるし、自分たちの歴史的な過去の構築や、 また多くの下層階級新移民の日常生活についての, 後々の理解あるいは無理解の核心部ともなるのであ る。こうした中国本土生まれの子供たちが香港での 居住権を拒否されたこの時期に、こうした叙述・分 析を行うことで、下層階級女性の文化政治や彼女ら の持つ主観性を見出してみたい。彼女らの闘争や生 きられた経験は、表層に現れるか、あるいは法的な 市民権獲得の闘争場面の背景にしばしば隠されてし まいがちながらも、つねに再構成され形作られてい る。さらにこうした女性に対する社会的な排除を描 き直す際に、世界都市へと発展している香港のより 大きな言説が、どのように重要な役割を果たしてい るのかも調査してみたい。文化的で、国という枠組 みを超えた市民権の研究からの洞察を通じて、また それとは対照的な見方でもって、「歪んだ市民権」と いう考え方を前面に押し出しながら、この議論に貢 献してみようと思う。

市民権についてのこうした考え方は、変形された とはいえ、多くの下層階級人々の日常慣習および生 きられた経験の実体である。生きられた市民権は、 境界を越え増加しつつある人口の可動性が、複合的 な、または柔軟な市民権(Ong, 1999)を構築するよう な空間を切り開くというグローバル化の神話につい

<sup>\*</sup> 香港科技大学

ての議論を戦わせる。国という枠組みを超えた、こ の楽観的な文化的ロジックとは対照的に、文化的市 民権についての昨今の議論は、私たちに警告を発し てくれている。国民国家の一員であるという観点か らは, 法的権利のため, すなわち, 法律上の市民権 をめぐる闘争と、メンバーの社会的、政治的および 文化的権利のための、従って社会に活発にしっかり と参画してゆくこと、すなわち、現実の市民権 (Holston, 1999; Isin and Wood, 1999)へのアクセスを得 るための闘争とは同じものではない。法的な市民権 のための権利は、マイノリティやマージナルな集団 (Young, 1990)の社会的参加および文化的認識のため の権利を認めることに必ずしも結びつかない。名目 上の市民権と本質的な市民権との間のギャップは, 国境を越えた移住がいろいろな場所に住む人々、彼 らはその社会のメンバーかもしれないし、でないか もしれないが、そうした人々を混乱させるとき、さ らに拡がってしまう。帰属の政治およびその市民権 との関係は、しばしば緊張し逆説的なものであって、 それが強調され、多くのグローバル都市でますます 重要な文化政治となっている。今や次のように述べ ることはきわめて確かなこととなっている。グロー バル化は、多くの西側の国々あるいはアジアの国々 での永住を認めるかもしれない、国境を越えた移住 の幾千もの助けになるけれども、彼らは、市民権に 不可欠な権利のうちのいくつか、居住するコミュニ ティに帰属している感覚(Castle and Davidson, 2000)を 否定されることが、しばしばなのである。

私たちは、グローバル化のイデオロギーおよびプ ロセスの双方が、高度に政治的であり社会を犠牲に して進むものであると、さらに主張する。統合しよ うとする社会勢力あるいは見通しを、明瞭に表現す るという意味においてというよりは、むしろ、それ を目に見えて表現可能なものにしようとする努力に おいて、社会なるものは描写不可能になってしまう。 社会なるものを脱構築することは、まあ言ってみれ ば、グローバル化の勝利ではないにしても、ちょっ とした気まぐれになってしまう。この社会を「空洞 化する」ことは、再び本章の扱う範囲をこえた別の 系譜を必要とするであろう。要するに、グローバル 化および国家を超えた文化的論理は、社会形成を求 めた従来の綱領や市民権の慣習を崩壊させるだけで なく、人間性および人間のニーズについて論じるモ ダニストらに挑戦状を突きつける。例えば、香港政 府の視点では、中国本土に住む子供と香港に暮らす 主として下層階級である彼らの親たちが再び一緒に 暮らすことは、世界都市として香港の競争性を維持 することに比べて重要ではない。グローバルな情報 化時代において人間は、人的資質または才能を求め られた時にのみ意味ある存在となりうるのであって、 そうでなければ、先端技術経済を供給する「サイボ ーグ」である。グローバル化の気まぐれはこのよう に、人間性や市民権を破壊することによるのではな く、市民権について語ったり正当化するのをさらに 難しくしている、ということによる。香港のコンテ クストで、世界都市を構築するという国家主導の想 像物が、「進取の気性に富んだ個人」を生み出す過程 および社会を「空洞化する」ということが含んでい る意味と、いかに結びつくかを私たちは見出すこと ができる。1997年以降の新しい統治により、香港が 市民のための社会的、経済的、および政治的な権利 の全面参加についてはっきりと述べることは、さら に困難になった。

## 香港におけるグローバルなコロニアリズム

返還後の香港はポスト工業都市へと突入し、市民 が以前に想像していたものより早いペースで、今後 さらに「グローバルな状況」へと突き進むであろう。 私たちが議論している返還後の都市政権の性格は、 逆説的なことだが(権威主義でないにしても)保守 的なものである。政治的な挫折を深刻に受け、経済 不況の真剣な取り組みが付随して起こり、そのミレ ニアムの変わり目における香港で、私たちは都市の 着想の具体化に直面する (Pun and Lee, 2002)。2000 年のその年に、香港経済のリストラを促進するため に、香港はサイバーポートやハーバルポートおよび ディズニーランドを含む、多くの大がかりな「世界 的な」プロジェクトを同時的に発表した。これら派 手な世界的な用語の多くが、サイバーポート、シリ コン湾(Silicon Harbor), ハーバルポート, 科学公園 (Science Park), ディズニーランドなどのように, 電子 マスメディアを通じて市民の心の内外にぞっとする

までに浮かび上がり、香港という空間に、ハイパー リアリティを生み出したり再製する幻影の行列を描 きだす。これは、初代の香港特別行政区(SAR)政府に よって始められ主張された新しい壮大な都市イメー ジの輪が、都市を規制してゆくなかで国家の役割を 大きくしていることをよく示している。 国家的事業 として、これらの「新しい」トン(董)施政の動向 は確かに、世界的な中流階級市民の想像および大望 に訴えながら、既存の、しかし、ばらばらにされた 手段を、首尾一貫した政策の骨組みに統合すること であった。その骨組みは、21世紀にアジアの世界都 市として、香港の競争性および優位さを維持するた めに努力する、グローバル化という言説のもとで包 摂されている。しかしながら、これは、その市民と いう主体の新しい統治性の問題を含んでおり、また、 それはこの新しい都市の創造的着想の具体化になじ んでいない多数の人々を、周縁化するだろう。

現在展開中の香港の覇権の性質は、ある種のグロ ーバルなコロニアリズムであると私たちは考える。 それは、グローバルな資本およびエリートに、経済 をさらに開放することによって、また、次世代の市 民自身の次世代の居住の権利を封入することによっ て、ラジカルな都市的着想の具体化は自らの社会と 一戦を交えてしまうことになる。その最たる例は、 香港人との間に生まれた中国本土にいる子供に市民 権を与えないという管理上の手段の法制化であり, 一方、同時に特別行政府が公然と、中国本土あるい は海外からの先端技術を有する人材や専門家の香港 への移住を歓迎している。前者は、新しい都市的着 想の具体化の下では、望ましくない市民とますます 思われる。中国本土及び外国から香港にやってくる 先端技術の人材を大変優遇し、彼らに住宅と市民権 を与えているが、こうした処置は香港社会を二極化 し、香港市民を二流のそれへとおとしめるといった 結末が待っている(Sassen, 1998)。香港社会を安定させ る名目で、グローバルな経済における競争の優位性 を維持するために、政府が市民権を商品化し、そう することでますます、都市の柔軟な蓄積に対応する 手段たらしめたのである。自らが世界一流のメトロ ポリスになることを想像すること、それは自己陶酔 のプロセスでもあるが、自己を植民地化するルート は曲がりくねり,同時に,情報技術や有能な労働力

が不足することの無力さも知っている。したがって, 自らを排除するプロセスを経ることにもなる。フー コーのヘテロトピア概念が光を当ててくれるが,「生 成」を想像することは「不足」を想像することと鏡 映しあっている(Soja, 1996)。先端技術のメトロポリス に香港を生成することは,自らの社会を排除するグ ローバルな都市のプロセスを,あるいは,人々のい ないグローバルな都市へとしてゆくことを,映して 出してくれる。

社会的区分は, 1980年代および 1990年代の好況に よって一時的に影は薄くなっていたが、1997年の返 還時までに香港社会は、階級、ジェンダーおよびエ スニシティにそって,既に深く分割されてしまった。 しかし、アジア金融恐慌が香港を襲い、好況がバブ ルとはじけてすぐに、競争は激化した。今日、中流 階級の人々、その多くが地方で生まれ育ったのであ るが、自分達をしばしば、中国本土や南アジアから などの新しい移民である下層労働階級とは異なった 香港人であると、直ちに自己認識するさまを見ると、 階級の政治は非常に鮮明になってくる。社会的種別 化および排除は、二つの局面で表現される。ひとつ は、生活保護(CSSA)で生計を立てている下層労働 者階級を主に批判するとき、もうひとつは、中国本 土で生まれた下層労働者階級の子供を差別して、香 港で暮らさないよう追い出そうとするときである。 香港住民のうち60%以上の人が香港生まれであるが、 一方,現時点ではいまだ40%が中国本土生まれの移 住者であるということを認識したならば、その評価 基準はけっして満たされないように見える。

香港の社会における排除は,返還期には問題とし て現れていなかった。しかし逆説的に,今は特別行 政区政府によってそれに拍車がかかっている。21世 紀のデジタル社会へと向けて,それまで都市香港に おいて想像していたことをラジカルに具体化してい くことが,香港の人々をさらに分断させ,現市民お よび将来の市民にとって市民権の定義のやり直しを させることになる。「居住の権利」についての論争は, 香港はいったい誰の都市であるのかという疑問を鋭 く投げかけ続ける(Sassen, 1998)。誰が香港に居住する 権利を持っているだろうか。そして,誰のためにこ の都市は発展していくのだろうか。

「居住の権利」は単に「憲法上の危機」の問題で

はない。もっと深刻に言うと、それはある一つの社 会的危機なのである。そしてそれは都市香港を構成 しかつ再構成しようとしているのである。グローバ ルな植民地化の過程とは、つまり、グローバルな資 本と有能な人材をもたらすが、しかし、同時に中国 本土に暮らす香港人の子供達の移入を阻むことによ って既存の社会的対立を激しくし、返還後の政策を 変更してゆくのである。「居住の権利」論争を経て、 法規と人権問題の関係を問うことなく、冷酷な移民 政策を強いられることとなった。それと同時に世論 は、この非人道的な支配を承諾するように方向づけ られている。この支配は法規を公然とないがしろに する。そして、法は不運にも、都市についての着想 を具体化するという、さらに大きな国家主義的なプ ロジェクトに関わり共謀しているのだ。グローバル 都市についてのこの壮大なプロジェクトは、いろん なやり口で、権威主義的な政治からの規制を正当化 する。そして、こうした規制は、市民権を求める根 本的な要求を必然的にねじまげてしまう。二つのブ ロック(一つはグローバルサイド,つまり,企業家, 経営者および専門職側,もう一方はローカルサイド, つまり、労働者階級および新たな移住者の側)の間 に充満する問題は、さらに拡大すると思われる。こ れら充満する問題は、内部対立が悪化していくこと によってさらに複雑になるだろう。内部対立とは. 中流階級と労働者階級、労働者階級とそれよりさら に下の労働者階級, そして, そういった下層労働者 階級と深刻な失業問題と経済苦に直面している下層 階級の間で起きている。このような新たに発生した 社会の分断は、香港社会における市民権やアイデン ティティの権利についての言説にまつわる日々の体 験に対して、広範囲にわたる影響をもたらしており、 そうした言説は、至急にさらなる研究を行う価値あ るものである。

# 情報化時代を前にして混乱した市民たち

ホンコンの何がいいのだろう? なぜ,私はここにいるべきなのだろう? 夫や息子のためでなければ, 私はホンコンへ来ようと思わないだろう ----ウォンさん,1997年にホンコンに移住

#### した新しい移民

本章の以下の部分では、主として下層階級である 中国人移民の女性に、主観的な経験をまじえながら、 香港での市民権の変形のプロセスについて話しても らっている。エスノグラフィックな研究は、觀塘 Kwun Tong および荃灣 Tsuen Wan で行なわれた。こ れらは中国本土から来た移民女性のほとんどが暮ら している,労働者階級の二つのコミュニティである。 ここでは 10 人の女性が生活に関する物語を十分に 提供してくれている。これらの女性の経験は、香港 社会に溶け込んでいる日々の闘争が埋め込まれてい るため、抽象的な法律用語という以上の、より生き られた概念である市民権である、そうした市民権の 名目上の考え方に異議を唱えるものである。これら の女性の経験に注目することによって、私たちは政 府が発信するグローバル都市の壮大な物語に異議を 唱え、そこではどういった市民権が考えられている のか問題にしたい。社会的権利、経済的権利および 文化的権利において、香港におけるこれらの女性の 市民権は、法律文面と日常生活で見られる差別や排 除という強制力との間の闘争の場であるということ を議論する。歪められた市民権は以下で例証される だろうが、これらの人々の生きられたプロセスおよ び彼女たちの主観性を構成している戦場であるのだ。 筆者たちは、労働者階級の香港人の妻である新しい 移民の女性の物語について述べる。彼女たちは 1990 年代に新しく来た人たちの一部である。移民の社会 として香港を構築し続ける中で、最新の移民たちの ことである。アジア金融恐慌後、香港の急速な経済 リストラクチャリングおよび下降期という非常事態 における彼女たちの仕事に注目し、香港が世界的な 都市であろうと努力している一方、彼女たちが情報 化経済の中でどう「接続を絶たれる」のかを見てい く。労働市場の中で排除され、生活保護(CSSA)で生 計を立てている彼女たちに関して、福祉システムか ら援助を得るという経験を見て、ジェンダーや家族 イデオロギーが、一般生活に参加出来ないようにし ている福祉政策や福祉の実践に、どう埋め込められ ているのかを確かめる。

香港経済は、初期の中継貿易地段階において、す でに世界市場に深く組み込まれていたが、返還後の 香港は、グローバル化および情報化経済へ積極的に 移行しようとしており、そのことで注目されている。 しかし、グローバル都市として香港を構築しようと 力をいれる上で、特別行政区政府は情報技術に最大 の重要性を与え、社会発展の傾向に結びつけようと した。こうした環境の下では、この都市的な着想を 具体化していくことが、香港に住む主として労働者 階級の人々や女性、社会的・文化的資本をほとんど 持たない新しい移民といった、より不利益を被りが ちな人々を生み出すだろうと、私たちは主張してい る。マヌエル・カステルの言をわかりやすく言い換え れば、これは、社会的・経済的発展からますます切 断された、現在の下層階級の中年女性世代に特にあ てはまる。グローバル都市における、情報技術への アクセスする能力や必要とする時間の差は、社会内 部の不平等の重大な源泉となるだろう。

私たちは、例えば、ツーリズムを推進するディズ ニーランドおよび情報技術を発展させるためのサイ バーポートの誘致建設によって、世界一流の都市へ 香港をさらにひっぱっていく現在の計画について、 彼らがどう考えているかをインフォーマントに尋ね た、するとメイ・フォンは、苦々しくしかし誠実に 答えてくれた。

私たち、女性は意気消沈しています。誰も私たちを雇 ってくれないでしょう。こうした開発全部が私たちに役 立つこととはありえないですよ。ディズニーランドは、 英語を話す人がほしいので、床を掃除するかトイレを清 潔にするためですら私を雇わないですよ。どんな標識、 例えば、バスルームの中のものさえ英語でしょ。だって 彼ら(雇用者)は、観光客が行き先をあなたに尋ねるか もしれないと心配するのです。最近、30~40歳の人々で も、床を掃く仕事を捜しています。どうして私は仕事を 得ることができるんですか。

メイ・フォンの話は,新千年紀の経済開発がこう した女性を支援しないことを冷静に物語っている。 なぜなら彼女たちには,非常に低い階層にさえもそ の所属が考えられなかったからだ。情報およびテク ノロジーの生産に重きを置く世界的な経済に,自ら を統合しようとする香港において,その経済は一握 りの人口に占められ,ますます排他的になっている。 教育レベルの低い中年の移民女性は,必然的に切断 されたプールに投げ込まれてしまうのである。

もう一人の地元生まれの工場労働者であるソー・

ホンさんもまた,この新しい発展の時代において, 貴重な雇用源から無理やり「切断」させられたくち である。彼女は40才になったばかりであるが,小学 校を卒業しただけの学歴だった。長姉として彼女は, 学校から帰った後,毎日8人の兄妹のために食事を こしらえ洗濯をしなければならなかった。勉強に専 念することなんて全く考えられなかった。そして, 彼女は16歳のときに電子器具工場で働き始めた。 1995年になって,彼女や他の同僚は全員解雇された。 彼女はその後,仕事を転々としたが,それらはすべ て一時的な雇用だった。インタビューの数ヶ月前に, 彼女は,情報技術署が使い走りの仕事で彼女を雇っ たので,2000年が幸運な年になるのではと彼女は 思った。

私はとても興奮した。2年の契約だったのです! 私は, すぐにそれまでの選挙事務署での短期の仕事を辞めた のでした。もともと、この新しい仕事は、いくつかの文 書を単にコピーしたり、ちょっとした肉体労働が要求さ れる程度のものだった。しかし、私が仕事を始めた時、 彼らは安月給であやつれるオフィスの助手,および使い 走りの仕事をひとつに統合してしまったのです。彼らは、 私にファックス、手紙を読んでほしかった、また職場の 様々なスタッフに、それらを配達してほしかったのです。 また、これらの文書はすべて英語であったのです! 私 は、どのようにそれらを読むことができたか。もし彼ら が、その仕事の性質は、英語ができることを要求してい たことを彼らが知っていたなら、なぜ彼らは私を雇用し たのでしょうか。その仕事により、私は非常に大きなス トレスと困惑を感じました。また、私はそれを本当に難 しく思いました。同僚はひどい態度であったし、また、 私はもはや苦痛をあらわにすることができなかったの です。私は、もう1週間、ただ働き続けることを私自身 に強い続けました。しかし、結局、私は降参しました。

ソー・ホンはこの仕事をやめて,前の短期の仕事 へ戻ることができなかった。彼女は,「貪欲」であろ うとしたり,長い仕事の契約を試みることを非常に 遺憾に感じていた。彼女の経験は,免職させられた 女性労働者が知識と情報を重要視する雇用から,ま すます除外されていることがはっきりしたことを, さらに確証させるものであった。また,政府は,効 果的に彼らの能力を改善する再トレーニングプログ ラムを,提供していなかった。インタビューの終わ りにソー・ホンは,彼女がスーパーマーケットの「フ ード・プロモーター」という別の仕事の職業を楽し みにしていると、私にまだ楽観的に言ってくれた。 よりよい給料が期待されるので、スーパーマーケッ トにこの仕事を見つけることができて、彼女は非常 に幸せだった。

次に,新移民の女性の経験を見た場合には,下層 階級に対する社会的排除は,さらに深刻なものであ る。ムイ・リーさんは福建省出身の女性である。1998 年に2人の子供を連れて香港へ移住した。当時,彼 女の夫はひどい病気を患っており,もはや大黒柱と しての役割を担えなくなっていた。彼女は40歳代後 半であったが,家族の経済的負担を担う覚悟をして いた。そして,生活保護で生計を立てることは出来 る限り避けたいと思っていた。彼女は次のように言 っている。

他人に、自分のことを怠けてるなんて言われたくない し、政府のお金なんかにも頼りたくない。私たち新移民 は、手と足を持っているのです。だから、私は、家族を 扶助できる常勤の仕事を、何とか見つけたいと思ってい ます。確かに香港に来た当初は、そういった仕事を見つ けるができたのです。工場、レストランまたはチェーン ストアでさえ、どこでも仕事を見つけることができまし た。しかし、今となっては、私はひとつも見つけること ができなくなってしまいました。私の仕事と言ったら、 パート・タイムの清掃業ぐらいしか見つけられないので す。大卒生さえ今は仕事を見つけることができないと、 私の上司は言うぐらいです。だから、私ができるものな んて他にないのです。

ムイ・リーさんはこの仕事で一日 100 香港ドルを 得ることができる。ただ,彼女は正式な契約をして いなかった。従って,労働規定に明記されている有 給休暇をはじめ給料以外の利益を受けることが出来 なかったのである。また,ムイ・リーさんは毎月 3,000 香港ドルの平均所得を得ているものの,今後数年間, 改善される可能性を見出せていない。

ここへ来る前は、香港は非常に先進的な都市で、市民 は高水準の生活を維持できるとしばしば聞いていたの です。しかし、今はわかっています。わずかな人しか、 その富を所持できないということを。私たち貧乏人が、 どれほど一生懸命働いても、生活がよくなることはない のです。 たとえ、この都市に永住することを認められても、 香港は彼女らのための場所ではない。香港が情報化 経済の方向へさらに発展するとき、貧困に陥った女 性たちの技術と労働はうまく処理されてしまうのだ ろう。彼女らは発展のプロセスによって生じた、分 断された「他者」なのである。

さらに、これらの新移民の女性は、地元の労働市 場を圧迫するために香港へ意図的に来たとして、香 港地元民によってしばしば非難されている。「香港の 人々のお茶わんを持ち去ってしまう」と、彼らは日々 非難され、また、このラベルはマスコミを通して、 コミュニティの中にすばやく広まってしまうのであ る。1960年代に経済が離陸して以来、香港の歴史の 中で 7.8%という最も高い失業率によって苦しめら れている、労働者階級に属する香港地元民は、こう した新移民に対して排他的な姿勢を見せ始めている。 ここ数年で働いて得る収入がひどく減少しているこ とからして、中国本土からの新移民は、労働市場で の潜在的な競争相手として、また、労働報酬を押し 下げているスケープゴートとして、とらえられるよ うになってしまった。私たちの福祉に関する言説お よび政策,労働市場,雇用慣習,そして,コミュニ ティ生活からの兆候が一般に示すように、彼らに対 する差別は増大している。社会的排除は、階級、エ スニシティおよびジェンダーによる社会的な区分が 悪化してゆくだけではなく,国家政策や現在の経済 苦境を通じて複合的なものとなっている。

#### 市民権を伴わない福祉システム

私は本当は生活保護を受けたくはないのです。他人が 私たちのことを新参の移民であり,生活保護を受けるた めに香港に移住してきたのだと言う時,私の顔は立たな いでしょう。しかし,私に一体何ができるというのでし ょうか。私の子供たちはまだ小さすぎるのです。誰が彼 らの面倒を見ることができるのか。

――ポー・ラン, 二人の子供の母であるひとりの新移民。

私たちのインフォーマントのうち二人が,困難と 貧困をきわめ,生活保護のネットにかかってしまっ た。ここでは,生活保護を申請する時,適当な住居 を見つけようとする時,ソーシャル・ワーカーから

十分な情報を得ようとする時、そして、保育サービ スを受けようとする時に、彼女たちがぶちあたる困 難について述べてみたい。私たちは、福祉サービス が男女間の不平等を再び作り出し、また、多くの下 層階級の人々の貧困化を長引かせる社会システムの 一部となっていることを主張してみたい。そして、 皮肉なことに、グローバル都市香港についての覇権 主義的な語りは、よりましな市民権に登録すること によって彼/女らを福祉システムで対応しようとし ないどころか、下層階級の人々が福祉システムを乱 用したといって非難することで、福祉システムの役 割を削減する方向に作用している。医療サービスと 生活保護に充てる政府の出費を削減するといった最 近の言説もまた、香港をビジネスとグローバル資本 の利害にとって魅力的であることが明白であるよう なグローバル都市を構築しようという、さらに大き な語りの一部なのである。こういったやり方で、公 然とした男性優位の社会システムの形を成して現れ る既存の福祉政策は、公/私の領野の区別を再び作 り出し、受益者である女性らが家族を家庭で世話を するように、方向づけ期待する。こうした福祉政策 は、彼女達が公的な領野で完全なる活動する市民と して自立するようになる機会を、決して生み出しは しないのである。

ティンティンは、中国本土からやってきた三十歳 代前半の移民女性である。彼女は夫と一緒に住むた めに、小さな娘とともに香港にやって来た。彼女は 広東語を上手に話せず、働いてもいなかった。しば らくして彼女は、夫は食べ物もお金も無い家に自分 たちを置いていくだけであることに気づいた。働か なければならないのに、子供を一人で置いておくに は小さすぎる。

会社から帰ってきたら娘の面倒を見てくれないかと, 夫に頼んでみました。彼は私に約束はしなかったけれど, 私が働かなければならないことは知っていました。だか ら私は,夜レストランで働くことにしたのです。でも, 夫は仕事後帰宅しなくなったのです! とても悲しかっ たのですが,私は仕事をやめることができませんでした。 それで,私は小さな娘を家に鎖でつなぎ,施錠したゲー トを備えたドアをあけたままにしました。その後,私は, 娘から目を離さないように,また,娘が叫んだならば, 警察に電話してくれるように,お隣のおばあさんに頼み ました。そうしてでも私は,仕事に行かなければならな かったのです。そうでなければ、ふたりとも食べられないのでした。また、時間通り仕事に行かなければ、直ちにクビにされたのです。とても気が滅入っていました。 その後、私の隣人は、もしこんなことを続ければ私が児 童虐待で訴えられるだろうと、私に言ってきました。私 は仕事をやめなければならなかったのです。

1999年になって,彼女は夫と別居しようと決心した。どこにも行くあてがなかったので,彼女は急いで生活保護と公営住宅の援助を社会福利署に求めた。 ソーシャル・ワーカーに会うために家庭担当部署に行った時,彼女は2つの理由のためにすぐに断られることとなった。第一に,彼女は夫と離婚していなかった。資格を得るためには離婚証書を示す必要があった。第二に,彼女には暴力を受けている証拠となるような明らかな身体上の傷がなかった。彼女は泣き叫んだ。

彼らは何が知りたいの? 体中に血がついている のを見たいの? それとも生活保護に申し込むには 癌にかかっていないとダメなの? 娘はおなかをす かしていて,私は夫からのひどい仕打ちを受けてい るのに証明できないのです。彼がどうやって私を虐 待したかって? 彼は,私の背中や脚のような容易に 見られないところを叩くことがいつもうまかったの です。けっして頭は殴りませんでした。かっとなっ た時は,水道・ガス・電気のスイッチを全部止めまし た。私と娘は,水道も使えないしガスも止められて いるから,料理も出来ませんでした。スイッチを入 れる方法がわからなかったので,私たちはいつも夫 が帰ってくるまで暗い家の中で座っていたのです。

ティンティンは、この社会福利署との出会いに呆 然とした。彼女はとても失望し、ほとんど自殺しそ うになっていた。彼女の命は、いとこからいくらか お金を借りることができたおかげで救われた、そし て彼女は、屯門 Tuen Mun のフラットに小さな部屋を 借りた。彼女と娘の数ヶ月の生活はとても不十分な ものであったし、借金もあった。

私は、生活保護を申し込みたくなかったのです。私に は自分の手足がありますよ。私は、野菜市場で月に5,800 香港ドルが支払われる清掃の仕事をもてました。私は、 娘の学校の送り迎えのために、室 (中年の家政婦)を 雇いたかったし、月に500香港ドル払うことが私にはで きたのです。しかし、その仕事をやりたがる人はいませ んでした。

香港の社会政策に関する中心的な問題は、政治的 権利や経済的権利および社会的権利を、十分に行使 できるという考えが市民権に存在しないことにある と思われる。その代わりに「経済上の脆弱性」とい う概念が、私たちの福祉政策計画に存在する。それ は、社会福祉の脆弱な歳出を強調するもので、毎年 の国家の財政状態に左右されるものである(Wilding et al, 1997)。この経済上の脆弱性を強調することは、 政府の社会福祉の削減という決定に影響しており, そのことが、地元のビジネス界の利害関心には有利 に働くのである。これは香港の社会福祉政策が、常 にビジネス界に考慮すべきものだということを示し ている。つまり、社会的に周縁の人たちの利益を犠 牲にすることで, 政府がさらに彼/女らを圧迫する 傾向にある。この脆弱な考え方は、香港市民にどの ような権利が与えられているのかという基本的な問 いを、香港内で実際に投げかけることを封じてしま っている。福祉の発展が、グローバル経済の中での 香港の競争力を縮小するだろうという問題を持ち出 すことによって、政府は矛盾する方法、つまり、福 祉プログラムや福祉給付受給者をマイナスなものだ とみなすことで、一般大衆を誤った方向に導いてい  $\Im$  (Wilding et al, 1997).

香港の福祉政策は、多くの点で女性の日々におけ る体験が、公・私の領野を分離してしまっているこ とをよく再確認させてくれる。その私的な領野にお いて受益者である女性は、常に世話をする人として 家庭の中に組み込まれてしまう。私たちは、福祉シ ステムが、男女不平等を再び生み出す社会プロセス の一部でもあると主張したい。その理由は主に、女 性や女性に関連する問題がすべて、福祉システムに おける家庭という単位に基づいて、分類されるから である。単純に、このシステムの中には女性の居場 所それ自体がないのである。しかも、女性の問題は 常に家庭との関連において理解される。例えば、社 会福利署にいるほとんどのソーシャル・ワーカーは, 女性の問題を「家庭問題」として見なすよう訓練さ れており、また、女性は常に独立した個人ではなく、 家庭あってこその存在であると、見なされるのであ る。ポー・リンの話は、この重要な事柄を例証する のに役立つ。ポー・リンは現在 40 歳代半ばであり,

約十年前に香港へ来たが、中国本土の親類との密接 なつながりは依然として維持していた。彼女の夫は 家庭を捨て妾を囲い、そして、二人の子供の生活費 を支払うことをやめていた。工場で働いていたので、 ポー・リンは、かつては経済的に自立していた。し かし、彼女の小さな息子が病気になった時、彼女は もはや働くことが出来なくなってしまった。ポー・ リンは生計を立てるために、息子を家に残して外に 出て働くか、もしくは収入なしでやりくりするか、 ジレンマに陥った。その後、彼女は社会福祉署に支 援を求めたが、署員らに猛烈と叱られたのである。 彼らは「家庭内の問題」は彼女自身で解決するべき であると考え、彼女の夫を家庭に連れ戻し、家計を 負担することを要求した。彼女は怯えてしまい、再 びそこへ行く勇気がなくなった。ポー・リンは思い 起こした。

もう何をしたらいいのか,わからなかったわ。幸運に も,深圳に住む母や姉たちは、どんな手助けだっていと わないでくれたのよ。彼女らは食べものや着るもの,お 金にいたるまで,私が必要なものは何でも持ってきてく れたわ。また,私は、子供たちの教育費と生活費を支え るために,前の同僚からお金を借り続けていたのよ。そ して,借金はこの何年かのうちに膨らみすぎてしまって, とてつもないプレッシャーのなかで生活していたわ。子 供たちが寝静まったころには、道に落ちている新聞をこ っそり拾っては、何ドルかで売ることを始めたの。それ こそはもう本当に悲惨なものだったわ。

香港における全福祉システムはこのように、社会 的権利の観点から開発されたものでもなく、計画さ れた再配分を通して社会的不平等を根絶しようとす る試みとして開発されたものでもない。ビジネス界 の利害関心は、長期的な社会へのコミットを妨げる 経済的な脆弱性を利用している。福祉サービスに対 してはいつも、生産コストを低下させたいという関 心が向けられる。こうした手段は、逆に一般に香港 市民に不利に影響するだけでなく、国家の援助を特 に必要とする困窮した女性に対し、マイナスなイン パクトを与える。いっそう悪化する社会問題および 貧困な人と裕福な人との間の収入の二極化を見て、 特別行政区政府は、容赦なしに「自力本願」、もしく は、「使用者払い」という考え方に合うような社会政 策に力を入れる。近年の生活保護付与の削減と共に、 福祉受給者は、モノの不足および社会的差別という、 二重の困難に陥っている。1999年の福祉削減の後、 母子家庭の母親一人に対しては生活保護として月 1,770香港ドルであり、子供に対しては1,615香港ド ルとなっている。母子家庭の母親で二人の子持ちの 家庭収入合計は、たった5,000香港ドルにしかならな い (HKSWD 1999)。モノさえ足りないのにもかかわ らず、彼/女らは生活保護が乱用されているという 話や、多くの怠惰な人々が働く意思もなしに政府援 助に頼っているという話を政府が広めるために、さ らに非難されることになる。

ポー・リンは労働組合で再訓練の講習を受け,そ してそこのオーガナイザーは,彼女を再び社会福利 署に連れて行って,さらに,その人はソーシャル・ ワーカーに,彼女への保護を聞き入れるよう説得し た。ポー・リンの話はひどいものであるけれど,彼 女の体験は珍しいものではない。男性世帯から家出 した後のシングルマザーが,政府の援助を受け取れ ないのはよくあることだ。彼女たちの生活は,もし 社会福利署が最初の段階で問題を認めてくれていた ら,ずっと楽になっていただろうに。緊急時の支援 により,彼女たちはもっと早く回復することができ たはずなのだ。しかしながら,先の事例が示すよう に,社会福利署はこうした女性のしんどさを単純に 認めることができない。

ふたつの事例とも、生活保護を認める段階で、世 帯主である男性と家計的に頼っている女性という、 ジェンダーなる前提がどう働いているのかがはっき りしている。ソーシャル・ワーカーの認識では、結 婚している女性で保護の申請にふさわしい人はひと りもいないし、彼女は夫に扶助されるべきものだと 思われている。夫は結婚した後は妻をやしなうべき なのである。女性の問題は全て、単に女性たち自身 により実際上意味をなしている、家庭内で解決され るべき「家庭内の問題」なのである。このように香 港の社会福祉はまた、母としてや扶養されている状 態として、女性たちの役割を補強している家族とい う観念に、強く関係しているのである。

私たちが観察する限り,自己主張がうまく自分た ちの置かれている状況を的確に把握でき,職員たち のどんな侮辱的な発言をも許容できるような強さを 持った未婚の母親だけが,自分たちの社会保障を申 請できるようである。ただ、大抵このような女性は、 高度な教育を受けており、香港を地元とする人たち である。一方で、広東語が流暢に話せない無教養な 新移民の女性は、より深刻な状況へと追い込まれて いる。非難されたイメージを回避したいという希望 に反して、彼女たちは、社会的権利や健全な生活を 享受できなくなっていく。多くの生活保護受給者は、 正常な社会生活から除外される。すなわち、彼女ら は、家、子供たちの学校、食料品や日常品を買うよ うなジメジメした近隣の市場以外に、どこへも行か ないのである。

#### 誰のための居住権?

私たちの女性インフォーマントが直面している. もうひとつの大きな問題は、居住についてであって、 これについては少し議論が必要である。インフォー マントの多くは、安全な住宅物件を得るのが難しい という問題に直面していた、もしくは今もなお、直 面している。まず、離婚後女性のもとには、子供し か残らないというのはよくあることだ。過去の住宅 物件は、ほとんどの場合夫が所有している。たとえ、 住宅がカップルによって共同所有されていても、普 通女性はそこから追い出されてしまう。離婚訴訟は 通常, 妻への暴力が関係しているので, 身体的に心 理的に傷つけられた女性がさらなる暴力をさけるた めに、住居から逃げるのは普通である。さらに、離 婚と生活保護の申請手続きでは、女性は夫のものと は異なる居住物件を提示しなければならない。これ は、 妻たちの結婚関係をご破算にする決意の表れと、 通常理解される。また、一度女性が元の住居を離れ れば、彼女は新しい住宅物件を見つける難しさに直 ちに直面する。多くの下層階級女性にとって、この 手続き上の必要条件は、家庭内暴力から逃げる過程 における大きな障害となっている。香港で引越しす れば、賃貸料だけではなく手付金や備品、家具、不 動産屋への支払いといった相当なお金が必要になる。 子供と一緒に家庭内暴力から逃げる決断を思い切り たい下層階級女性のほとんどにとって、このかなり の額の費用は用意できるものではない。

しかしながら、シングルマザーがうまく生活保護

を受けることができたとしても,彼女は,アパート の相場よりもはるかに安い公営の住宅団地ですら, 与えられることはないのである。シングルマザーは, たいていの場合,生活保護による住宅補助金を使っ て,賃貸のアパートを借りるように言われる。ほん のわずかしかない住宅補助金では,彼女たちが見つ けることのできる物件は,たいていが極めてひどい 住居である。前述のインフォーマントであるティン ティンはまた,政府からの補助金で民間の住宅を借 りるようにとも言われた。前夫から逃げるために, ティンティンは屯門 Tuen Mun から出て行き,荃灣 Tsuen Wan に移って住む場所を借りようと決意した。 そして,彼女はアパートの部屋を見つけた。

その部屋はだいたい 70 平方フィートで家具が備え付けられていたのよ。そこは月 3,000 香港ドルだったわ。 私たちはそこの家主家族五人とともに暮らしたの。そして私たちは七人全員そのアパートで暮らしたの。初めのうち家主の三人の子供たちはいつも、まだ三つだった私の娘をいたずら半分にいじめたのよ。あとから、家主の夫人が部屋から出るときに娘を何度も蹴るようになったわ。さらに彼らはいつも、父親がいないと言って娘をののしったわ。私は本当に悲しかったけれど、どうしても何も言えなかったのよ。

後にティンティンは、ひどい扱いを受けた女性の 権利のために闘う非政府組織である、クアンフック 女性権利団体 KFWRA の運動員に会った。彼らは、 ティンティンに、離婚のための正当な手続きを承認 されている、子どもをもつ片親のための「借家の条 件付き申請」と呼ばれている政府の計画があること を教えてくれた。民間住宅の部屋をみつけることが 難しい片親のために、この計画は公営住宅への申し 込みの権利を与えているのだった。 ティンティンは, それまで全く、この計画のことを聞いたことなんて なかった。社会福利署の役人は、このことについて、 決して教えてくれなかったのだ。彼女は、署にこの 計画について尋ねたが、ひどく侮辱された。その政 府の役人は、この計画は、三人や四人家族だったり 重病であったりして、民間住宅の部屋を見つけるこ とができない片親のためだけのものだと言った 1)。 ティンティンは絶望したが、なにもできなかった。 彼女は、KFWRA の活動がとても重要であるとわか り、彼女も彼らの活動に加わったのだった。団体組

織とともに,民間住宅で差別されたというティンテ ィンと似たような経験をもつシングルマザーたちは, 社会福利署に対して抗議し,ついに彼女たちは,「借 家の条件つき申請」という計画に,申し込む資格を 得た。

これは、この女性のグループが、政府から非常に 限られた情報をどのように得るか例証しているが、 与えられるすべての権利や利益を、彼女たちは本当 のところあまり知らない (Leung, 1998)。多くのイ ンフォーマントの語りの中で、社会福祉に関して彼 女らが持つべき情報が不足しているという苦情は, 限りなかった。そのことについて聞けば、彼女らは 落胆してしまう。というのも、彼女らが住宅情報を 求めに行ったときに得るものといったら、貪欲すぎ るという説教か、あるいは怠惰だという屈辱的な侮 辱の他にはないからだ。ティンティンによると、「条 件付きの賃貸申込み」に関する何らかの情報を持っ ていた時ですら、社会福利署のソーシャル・ワーカ ーは、彼女がさらに情報を得ることをすぐに妨げた げにかかったそうである。この語りはまた、政府の 官僚やソーシャル・ワーカーといった「専門職」の 判断が、常に帰結であり、そして、女性の不平等や それに伴う障害を不可視にしている不釣合いなジェ ンダー関係を強化するものだということを、確かに している。

#### 育児か仕事か

私たちが出会った下級階級移民女性のほとんどが, 仕事をしたいと切望しているが,育児の問題がそれ を妨げている。貧しいシングルマザーは,仕事を始 めることができない。なぜなら得られた収入では, 香港では通常とても費用のかかるデイケアーセンタ ーに,子供を預けることができないからだ。放課後 に四,五時間,子供の世話をし宿題を見てくれるデ イケアーセンターは,センターの場所にもよるが通 常月に1,000 香港ドルから2,000 香港ドルかかる。も し,あるシングルマザーが二人の子供をかかえてい たら,たとえ彼女が生活保護に頼らずに月給 6,000 香港ドルの仕事をしたとしても,二人分のセンター の費用をまかなうことはできないだろう。もし,家 賃が 3,000~4,000 香港ドルで, デイケアーセンターの 費用が二人分で 2,000 香港ドルかかる場合, 家賃と育 児費用だけで彼女の給料は使い尽くされ, 食費や交 通費, もちろんその他の不可欠な支出のためのお金 は残らない。シングルマザーは, 実際に, 生きてゆ くために子供を育てていくためには, 社会保障に頼 っていくことが絶対必要だと理解するのである。

シゥランは、新参の移民であり二人の子供の母親 でもあった。彼女の夫は妻と子供を見捨て、さらに は中国本土に妾まで囲っていた。家の中での彼女へ の要求を満たさなければならないという大きな重圧 と、離婚訴訟で夫が彼女に敵対してくることへの激 しい不満のせいで、彼女はまれに見る重病にかかっ てしまった。その病気はストレスにより引き起こさ れるもので、ストレスが続く限り治らない。荃灣 Tusen Wan にあるシゥランのひどく狭い部屋に彼女 を訪ねたら、そこには丸々、薬でいっぱいになった 棚があった。その期間、シゥランは定期的な検査と 小さな手術のために病院に通った。彼女はただ、入 院することができなかったために毎日家に戻ってい たのである。「どうして私が入院できるっていうの? 誰が子供たちの面倒を見てくれるっていうの? 大 きな手術を受けるために,最後の数週間,私は家に 帰ることができなかったの。そのとき子供たちは、 病院のなかで宿題をしなくちゃいけなかったわ! 子供たちはそのころ小さかったから病室には入れな くて、外のベンチでしなければならなかったの。夜 になって病院が閉まったら、子供たちは家に帰った わ。そこの看護婦たちは、私たちの悲惨な状況を知 っていたので、子供たちを外で遊ばせたわ。今、た とえ医者がどんなに強く私に入院を勧めたとしても. 誰も子供たちの面倒を見ることできないんだから、

「希望自宅療養」を申し込むしかないのよ」。

シゥランは離婚の後,重大な問題に直面した。子 供たちは,彼らの両親が別れたことを受け入れなか った。小さな男の子(6才)は,部屋のなかでいつ も叫ぶようになり,一方,娘(11才)は、学校から 逃げ出し,夜にギャングと街をさまようようになっ た。そして、シゥランは重い病気になった。彼女は 政府に子供の世話をしてくれるサービスを申し込も うとし,社会福利署のマネージャーに相談した。マ ネージャーは手紙を書いてくれたが、彼女は後に、 それは補助金をおりなくさせる手紙だったことに気 付いた。他には,月に彼女に 900 香港ドル払うこと が認められた。

だけど,私は,お金なんかいらなかったんです。私が 必要なのは,子供の世話をしてくれるサービスだったん です。ソーシャル・ワーカーはすでに私に同情し,私の ために報告書をかいてくれました。でも,上司が私の申 請をじゃましたのです。その上司は,私がガンでも腎臓 に問題があるわけでもないので,私の場合は申請に十分 なほど深刻ではないと言ったのです。彼らは私が毎日病 院にいるわけではないので,まだ子供たちの世話をする ことができると言ったのです。

シゥランの問題は非常に典型的である。これらの 母親は、家で子供の育児をする代わりに、有給の仕 事をしたいという思いを語っている。また、彼女た ちは、徐々に社会の「無駄」になっていく恐れにつ いても語ってくれた。彼女たちは、自分たちの子供 が成長する数年後には、彼女らが仕事を見つけるこ とがより困難になるだろうということを、はっきり とわかっている。育児は有給の仕事をする能力があ るかどうか決める、重要な要素である。シングルマ ザーを対象にした育児サービスの不十分な供給は、 公的扶助(生活保護)に彼女たちを縛り付け、また 家庭内で育児をさせようと仕向けている。

そして, 彼女らは徐々に市場競争性を失っていく。 それゆえに, 無給の家事や育児のため女性を家に縛 ることは, シングルマザーの「当然の」取り決めで も彼女たちの自発的な選択でもない。換言すれば, 家庭内に閉じ込めることや従属させることが, 社会 的な取り決めになっている。また, そうした依存は, 多くの社会的プロセスによって構築されている。

#### 結論

市民権とは、単なる抽象的概念ではなく、公的領 野という考え方にただ関係しているだけでもない。 私たちは市民権を、最近の香港の政治的・社会的コン テクストの中に置き、また、多くの下層階級女性の 日常生活に重大な影響を与える広範な手法として、 扱おうとしてきた。力と不平等の体制における、こ れらの女性達の個々の経験を、ひとつずつはっきり

させていく中で、市民権という考えが、グローバル 化という大きな言説の中で、どのようにますます形 を変えていくか見ていきたいと思う。マヌエル・カス テルは、かつて、情報化時代を「構造的精神分裂病 の状態」にあると描いた。「構造的精神分裂病の状態」 とは、劇的な技術的、経済的変化が、家族や国民国 家のような多くの伝統的機関を揺さぶっている状態 であり、新しい種類の社会における目標を達成する 際に、関わりによっては、その変化が個人やグルー プ,地域および国さえを,選択的に切り替えたりも する。その一方、個人(特に誰かと取って代わられ た人) は発達過程からますます疎外され、その身を 脅かされることとなる。私たちのインフォーマント は、日常生活での経験が、より大きなグローバルな 経済的変化が引き起こすという主張にマッチするど ころか、実にさまざまに、精神分裂の病にまちがい なく犯されているのであるのである。

福祉システムの構想において市民権の欠如が見ら れる時、そして、福祉が全ての市民に権利を与える ものではなく、貧しい人間への施しとなっている時、 下層階級の人々はめまぐるしく変化していく社会の 中でますます取り残されていくのである。上記のよ うに分析することで、私たちは、下層階級の移民女 性、特にシングルマザーが、制度によって自立を妨 げられているかということ、つまりは、彼女たちは 単に自分たちが不自由なく暮らしていくための機会 と仕事に恵まれないだけなのだということを、理解 できる。香港において福祉の援助を受けている女性 は、しばしば「グローバル市民」と「生産労働者」 のどちらの概念にも相対する存在としてみなされる。 香港がグローバル都市になることを夢見ている、ま さに今この時、夫と再び共に暮らすために中国本土 から移入してきて間もない女性は、経済のリストラ チャリングにおいては厄介な存在だと考えられてい る。香港政府の視点からすれば、彼女たちの教育レ ベルは非常に低く、実務経験も情報経済をグレード アップさせるために何ら役に立つものではなく、さ らには、彼女たちにもし生産性があったとしても、 家の中にいて子供の世話をするのに充てたほうがよ いと考えられている。彼女たちが、社会援助や公営 住宅を与えられなくなったり、もしくは、この悲惨 な状況が続いたりするようなときは、その状況はま

すます厳しいものとなる。なぜなら彼女たちは, 脆 弱な社会保障に頼って暮らしており, 保育システム が不十分なために仕事を得られないからである。し たがって, グローバル都市というのは, 全ての市民 に対してその市民権を醜く変形してしまうような方 針に基づいて, 具体化された構想なのである。

#### 注

 このプログラムは、特にシングルマザーの住宅ニーズ にかなうように企図されており、そうしたニーズを無視 していた香港政府を強く非難した、香港の女性グループ によるロビーイングの産物であった。この同憐住宅 compassionate housingの基準は非常にきびしく、入居を競 う人々のニーズもまた極めて多種であることが知られて いる。

### 付記

この翻訳は、水内が受け持った大阪市大文学部 2003 年度 前期の「地理学講読実習 I」の中で取り上げた。翻訳は本 岡拓哉、伊藤真平、田村明子、田村めぐみの輪番で行われ た。なお著者の一人である、プン・ガイ氏は、水内らのホ ンコンでのホームレスや住宅貧困層の居住支援の調査にお いて、多くの助言やフィールドワークの支援を受けている。 この翻訳を通じて、こうした活動の一端に接していただけ れば幸いである。

## 参考文献

- Castells, Maunel. (1996): The Rise of the Network Society. Oxford: Blackwell Publisher.
- Castles and Davidson (2000): *Citizenship and Migration: Globalizationa and politics of belonging*. New York: Routledge.
- Harvey, David (1989): The Urban Experience. UK: Basil Blackwell.
- Isin, Engin and Patricia Wood (1999): *Citizenship and Identity*. London: Sage Publications.
- Jacquet, Raphael (1997): "From Refugees to Citizens: An Identity is Born" *China Perspective*, No 12, July.
- Ku, Agnes (2001): "Hegemonic construction, negotiation and displacement: The struggle over right of abode in Hong Kong", *International Journal of Cultural Studies, Volume 4, No 3, pp259-278.*
- Laclau, Ernesto (1990): New reflections on the revolution of our time. London: Verson

- Leung, Lai Ching (1998): Social Security, Lone Mothers and Family in Hong Kong. Brookfield: Ashgate Publishing Company.
- Pun, Ngai and Lee Kim Ming (2002): "Locating Globalization: The Changing Role of the City-state in Post-handover Hong Kong", *The China Review* 2(1):1-28.
- Ong, Aihwa (1999): Flexible Citizenship: The Cultural Logics of Transnationality. Durham and London: Duke Press.
- Sassen, Saskia (1998): *Globalization and Its Discontents*, New York: The New Press.
- Sassen, Saskia (1991): *The Global City: New York, London, Tokyo*, New Jersey: Princeton University Press.
- Scott, Allen and Soja, Edward (eds) (1996): *The City*. Berkeley: University of California.
- Shafir, Gershon (ed) (1998): The Citizenship Debates. Minneapolis:

University of Minnesota Press.

- Siu, Helen F. (1986): "Immigrants and Social Ethos: Hong Kong in the Nineteen-Eighties", Journal of the Hong Kong Branch of the Royal Asiatic Society, Vol. 26, pp1-16.
- Soja, Edward W. (1996): The Third Space: Journeys to Los Angeles and Other Real-and- Imagined Place. UK: Blackwell Publishers.
- Soysal, Yasemin N. (1994): Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe. Chicago and London: The University of Chicago Press.
- Young, Iris Marion (1990): *Justice and the Politics of Difference* New Jersey: Princeton University Press.
- Wilding, Paul, Ahmed Shafiqul Huque, and Tao Lai-Po Wah, Julia, eds. (1997): *Social Policy in Hong Kong*. Cheltenham: Lyme.